

揮発性有機化合物（VOC）の定義について

本条例のVOCの定義は大気汚染防止法の定義に合わせています。

したがって、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（メタンと7種類のフロン類を除く。）をいいます。

【大気汚染防止法抜粋】

（定義等）

第2条

- 4 この法律において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）をいう。

【大気汚染防止法施行規則抜粋】

（揮発性有機化合物から除く物質）

第2条の2 法第2条第4項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) メタン
- (2) クロロフルオロメタン(別名HCFC-22)
- (3) 2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン(別名HCFC-124)
- (4) 1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名HCFC-141b)
- (5) 1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン(別名HCFC-142b)
- (6) 3, 3-ジクロロ-1, 1, 1, 2, 2-ペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225ca)
- (7) 1, 3-ジクロロ-1, 1, 2, 2, 3-ペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225cb)
- (8) 1, 1, 1, 2, 3, 4, 4, 5, 5, 5-デカフルオロペンタン(別名HFC-43-10mee)